

2024 年 7 月 19 日

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
特定放射性廃棄物小委員会 委員各位

「対話の場」の地域社会への影響の検証と、その審議をもとめる要望書

拝啓

私たちは、高レベル放射性廃棄物の処分に関するよりよい対話の場のあり方を探求・創造していく輪を広げるため活動する任意団体です。この度、NUMO と文献調査受け入れ自治体が共同運営する「対話の場」の在り方とそれが地域社会に与えた影響に関心を持ち、寿都町「対話の場」に関する資料閲覧・町民への聞き取りを行っています。

国の基本方針に基づけば、「対話の場」は地域住民の主体的な合意形成への寄与が期待される取組のはずです。しかし、これまでに寿都町で行われた「対話の場」は、情報提供内容の偏りや、双方向のやり取りの不十分等により、地域住民の主体的な関わりをむしろ妨げ、地域社会に更なる混乱や不和を生み、平穏な町民生活を傷つけた可能性が高いと考えています。

現在、貴委員会では「対話の場」の振り返りに関する審議が行われていますが、「対話の場」が住民生活に及ぼした影響については、いまだ十分な検証や審議が行われていないと見受けられます。

わが国初の文献調査受け入れ自治体である寿都町・神恵内村に当該事業がもたらした正/負の影響について検証・認識し、その認識に基づいて国や NUMO がしかるべき対応を行うことは、当団体の願いであるとともに、今後の地層処分事業の健全な運営にも不可欠な視点であると考えます。

つきましては、本件に関し、貴会の審議を求めます。

敬具

記

1. 要望事項

貴委員会において、これまでの文献調査実施地域における「対話の場」が地域分断を生み出し、助長した面がないのか、国・NUMO に検証を進言の上、検証内容についてご審議ください。

2. 参考資料

- ・「対話の場」への見解（令和6年7月時点）
- ・当団体から NUMO に送付した要望書
- ・当団体から資源エネルギー庁に送付した要望書・公開質問状

以上

核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト

代表 宮崎 汐里

「対話の場」への見解（令和 6 年 7 月時点）

核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト

1. 本稿の背景・目的

- ・本稿は、文献調査実施地域における「対話の場」を市民が独自に振り返り、検証を試みたものである。
- ・いま、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場を選定する調査の第一段階「文献調査」が北海道の寿都町と神恵内村ですすめられ、事業主体である原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）より文献調査報告書が提出されようとしている。（2024 年 7 月現在）
- ・両町村での文献調査開始（2020 年）後、国の特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下、基本方針）に基づき NUMO の支援によって設置されたのが「対話の場」である。「対話の場」は、両町村と NUMO による共同運営のもと、2021 年 4 月から 2024 年 6 月までに寿都町で 17 回、神恵内村で 19 回実施され、現在、文献調査報告書のとりまとめと時を同じくして、NUMO が「振り返り」を行っている。
- ・「対話の場」を、どう振り返るのか。何をよしとし、何をよくなかったと判断するのか。ここで問題になることの一つは、「対話」によって何をを目指すのかという目的設定である。この目的設定というテーマは、これまでの「対話の場」における参加者意見、「振り返り」に寄せられた第三者専門家の助言においても、疑問や指摘が少なくない。
- ・「核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト」（以下、当プロジェクト）の会員は、何らかの専門分野の研究者ではなく、一人ひとりが北海道に暮らす生活者である。であるから、学術的に「対話」がどのように議論されてきたかに決して明るいとは言えない。しかし、「対話」や人間同士のコミュニケーションが我々の生活にもたらす影響については、（おそらくこの世界に生きる多くの人々に同じく）肌身で感じてきた。
- ・私たちは、よりよいコミュニケーションの場が、その場の参加者にひらめきやイノベーションをもたらしてくれることを知っている。
異なる他者同士が話す・聴くことで、1 人では到底思いつかないアイデアが生まれる

こと／そうして生まれたアイディアが、その場内外のあらゆる関係者の生活の質を助けること／コミュニケーションのうちに、対立していた者同士の関係性が変化し、協力関係が築かれること など、対話やコミュニケーションは、非常に豊かな可能性を秘めていると感じている。

- ・ 反対に、よりよくコミュニケーションできない環境が我々にもたらす負の影響も知っている。

「意見をどうぞ」と口では言うものの、相手にまったく私（達）の意見を採用する気がない時、それは「お前（達）は合意形成に立ち入るな」という排除にさえ感じられる。そうして諦めが生まれ、口を閉ざすことが増え、ますます言葉にならない思いが蓄積した先に沈黙している姿勢を「意見がない」と判断される時の、「違う！！私にはあるんだ！！」という心の叫びを知っている。

- ・ こうした体験から、当プロジェクトは、対話や人間同士のコミュニケーションが、1 人ひとりの人生や生活の質に非常に大きな正/負の影響を与えるものであるという認識に立っている。まして、「高レベル放射性廃棄物」という、非常に高い毒性ゆえに、人体や生活に多大な影響を与えうる代物の処分に関するコミュニケーションは、何重もの慎重さが求められるべき質のものだと理解している。

- ・ 高レベル放射性廃棄物の地層処分は、廃棄物それ自体の人体にもたらす危険性が非常に高い上、地震大国である我が国での処分方法の検討や、処分地選定の在り方についても、抜本的な見直しの必要性が訴えられる（日本学術会議 2012,2015、赤井ら 2023 等）扱いの非常に過酷な課題である。NUMO が地層処分の必要性・安全性を訴求する¹ことを命題と掲げるのに対し、日本学術会議（2012,2015）、赤井ら（2023）の論考では、超長期にわたる安全性と危険性の問題に対処するに当たる現時点での科学的知見の限界の問題²が指摘されるなど、科学や技術を扱う専門家の間でも、この問題の取扱いの在り方について大きく見解が分かれている。こうした問題をテーマとして、私たち国民は、どのように対話を行うことができるのだろうか。

- ・ 当プロジェクトの問いはこうである。

第一に、生命体への重大な危険と隣り合わせの「核のゴミ」処分方法について、安全性/危険性への評価を下すことが、現時点の科学的知見において困難であるとする意見もあり、社会的な合意が欠けているならば。私たち 国民はどのようにこの問題と付き合い、

¹ 『原子力発電環境整備機構 対話・広報活動計画』訴求事項

² 日本学術会議（2012）「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」要旨 iii なお、現在に至っても抜本的見直しは図られていない。

「対話」し、現代世代や将来世代の暮らしに資する検討を進めることが出来るのか。

第二に、「対話の場」を実際に体験することとなった地域住民は、どのような対話を行うことが出来たのか。

- ・本稿では、主に第二の問いを探究する。専門家間で多様な見解があるのと同様、文献調査を受け入れた両町村民にも多様な意見や疑問があったはずであるが、そうした多様な町村民自身とその意見が「対話の場」においてどう扱われたのか。特に、寿都町・神恵内村での「対話の場」運営は、文献調査受け入れに手をあげた町と、地層処分の必要性・安全性を訴求する NUMO であったことに注目し、地層処分事業を推進したい事業者が積極的に支援する「対話の場」で、意見の異なる地域住民がどのような対話が出来たのか、そのコミュニケーションが地域住民にどのような影響を与えたのかに関心がある。
- ・この問いに対し、当プロジェクトは、まず、寿都町における「対話の場」および付帯事業である「町の将来を考える勉強会」について資料調査を行うとともに、2024年2月から参加町民3名への聞き取り調査を行った。本稿は、こうした私たちの取り組みの中間的なまとめである。
- ・2節では、検証の視点を整理している。検証の視点については、試論としてリスクコミュニケーションの論考を参考にした(2-1.2-2.)。2-3.では、寿都町の地域社会における混乱状況を確認し、この視点からも検証の視点を整理する。2.で設定する検証の視点をもとに、3.において関係法令・計画の参照を、4.において寿都町「対話の場」の実施内容に関する検証を試みた。最後に5.において、本稿のまとめと、本稿で結論付けられていない点について「問い」として記述する。
- ・NUMO 自身による「振り返り」の目的は、「調査実施自治体内外において、地域対話を進める際の参考となるよう「対話の場」等に関する経験や教訓、留意事項を整理する」「寿都町と神恵内村での「対話の場」を中心とした取組みを振り返る」「地域の多様な声を集めて、第三者専門家から助言・アドバイスを得る」³とされ、今後の「地域対話」を進めるための教訓に役立てることが読み取れる。
- ・当プロジェクトの願いも、高レベル放射性廃棄物に関するより良い対話が行われることであり、真に市民のためになるコミュニケーションが行われることである。当プロジェクトでは、以降も引き続き、「対話の場」の検証や、コミュニケーションのあり方に関

³ 第2回 特定放射性廃棄物小委員会資料5 NUMO 説明資料「最近の対話活動の状況と「対話の場」振り返り(総括)の進め方(案)について」p.3

する検討を行い、順次、検討内容について情報を更新し公表したい。

2. 検証の視点

- ・本稿の検証の視点を3つに整理する。

2-1. 検証の視点1：地層処分事業の「リスク」特性の視点から — リスクに関する情報提供が如何なるものであったか。

- ・本稿の視点を整理するため、まずは地層処分事業という課題の捉え方について明記する。
- ・地層処分事業の根拠法である「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）」では、「最終処分」を「地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分すること」と定義し、最終処分施設建設地選定、施設設置、最終処分施設の閉鎖や保護に至るまでの事項を定めている。
- ・この法律において「地層処分」を既定の処分方法であると掲げているためか、文献調査の受け入れに対する地域住民の反発や慎重な行動について、しばしば「NIMBY」感情によるものと表現されることがある⁴。NIMBYとは、「Not In My Backyard（我が家の裏庭には置かないで）」の頭文字を取った言葉で、公共に必要な施設だということは認めるものの、それが自らの居住地に建設されることに反対する市民やその態度を言い表す言葉である。本稿は、地層処分事業の慎重派に対するこのようなまなざしを、批判的に受け止めるところから議論をスタートしたい。
- ・1.で示したように、地層処分事業の安全性/危険性への問題に対処することについて、現時点の科学的知見には限界があるという見方が存在することは否定できない⁵。
- ・日本学術会議（2012）は、現時点での科学的知見の限界があるとして、地層処分を前提とした従来の政策の抜本的見直しを求め、暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築を提案した。

⁴ 資源エネルギー庁記事（2018）「「高レベル放射性廃棄物処分問題」を学生と考えてみた」など。この記事では（高レベル放射性廃棄物の）「処分については、NIMBYの感情が生じるという難しさがともないます。」と書かれている。

⁵ なお、NUMOはホームページ「よくあるご質問」の中で「地層処分は日本で実現可能ですか？」に対し「日本で地層処分を実現することは可能です」と回答している（2024年7月17日時点）。

- ・地学の専門家約 300 名による声明である赤井ら（2023）は、激しい変動帯の下におかれている日本列島において、今後 10 万年間にわたる地殻の変動による岩盤の脆弱性や深部地下水の状況を予測し、地震の影響を受けない安定した場所を具体的に選定することは、現状では不可能であるとした。
- ・つまり、「そもそも現在のプランで良いのか？」という問いかけに対する答えが、学術の世界でも揺らいでいるのである。この状況を前提とすれば、最終処分施設設置につながる調査受け入れの拒否意識を、単に NIMBY と描写することは出来ない。
- ・さて、高レベル放射性廃棄物の地層処分と「対話」というテーマについては、しばしばリスクコミュニケーションあるいは科学技術コミュニケーションという視点から論じられる。これらの蓄積を参考にすれば、我々が向き合う「リスク」については、いくつかの分類ができそうである。一例を表 2-1 に示した。

【表 2-1】リスク分類（後藤（2006 p.96）に基づき当プロジェクト作成）

リスク分類	特徴
①既知のリスク（リスクの存在と特性を承知しているリスク）	既存のハザード、ペリルによる結果のパラツキがデータの蓄積で安定的な状況となっており確率分布が <u>意思決定の根拠として活用可能なもの</u>
②未知の既知リスク（リスクの存在は認識しているが、その特性を十分に解明しきれていないリスク）	新たに生じたハザード、ペリルを反映した結果データが不足しており、安定的な状況になっておらず、確率分布が <u>意思決定の根拠として活用可能とは言えないもの</u>
③未知の未知リスク（存在そのものも知らないリスク）	認知されていないリスク（将来対処すべき対象となる潜在的リスク）

- ・日本学術会議（2012）や赤井ら（2023）の論考は、表 2-1 で言うところのリスクの「未知」性の指摘にあたるのではないか。本稿では、高レベル放射性廃棄物にまつわるリスクが既知か未知か、といった判断は行わないが、少なくとも「未知性が指摘されている」状況下である今、この問題にかんしてどういったコミュニケーションを行うことができるのかが肝要である。
- ・内田・原（2020）によれば、科学技術コミュニケーションの最も古典的な仮説は「欠如モデル」と呼ばれる考え方である。欠如モデルの核となるのは、一般の人びとが科学者

のことを信じず、科学に不信を感じたり、科学的知見に基づく政策に反発したりするとき、その原因は、必要となる科学的知識が一般の人びとに欠けていることにあり、知識の欠如を埋めれば、一般の人びとは科学者のいうことを受け入れたり、政策に敵対的態度をとらなくなったりするだろうという考えだ（内田・原 2020 p.209）。

- ・しかし、この古典的な仮説「欠如モデル」の妥当性は兼ねてから疑われてきた。とりわけ東日本大震災後の日本における科学への信頼の危機ともいえる状況においては、コミュニケーションの転換の必要性が指摘されてきたところである。
- ・八木（2019）によれば、リスクコミュニケーションは、従来型の教育や説得という枠組みでなく、むしろ「個人、組織、集団間での情報や意見のやりとりの相互作用過程」と位置づけ、そのプロセスを重視することが重要であると強調されてきた（八木 2019,p.3）。そして、八木（2019）は、わが国における福島第一原子力発電所事故以降の「放射線リスク」を巡るさまざまな混乱を例に、さらにこう述べる。

この事故に限定して言えば、一定の放射線知識は必要である一方で、放射線に対する不安は、「正しい（とされる）」知識を注入することだけでは払拭されない。また、このリスクを問題にしている人々は、定量的な放射線リスクだけを問題視しているのではなく、リスクの取り扱い方をめぐる政策決定を含めたリスクガバナンス全体を問題視している。まして、今回のように、人類が経験したことのないレベルの原子力発電所の事故が現実化し、信頼の非対称性原理が強固に機能する社会においては、専門家の発言を、盲目的に信頼することは極めて困難であろう。誰しもが、公的発表のみならず、その対抗的な位置づけにある情報（危険を警鐘する情報）も含めて総合的に判断しようとする事態においては、唯一無二の正確な情報提供ではなく、何が正確なのか判断するための材料として、詳細な根拠付きの情報を提示することこそが、専門家集団には求められる。そしてこれはリスクコミュニケーションの研究・実践の分野では繰り返し強調されてきたことでもあるのである。（八木 2019,p.4）

福島第一原子力発電所事故以降の現在、この問題に向き合う社会の側が、公的発表の対抗的な位置づけにある情報を求め、総合的に判断しようとすることは、当然のこととも言えるだろう。「正しい（とされる）」知識を注入するだけ、一般市民の知識の欠如を埋めることで問題解決を図ろうとするやり方だけでは、参加者にとって「よいコミュニケーションが出来た」という認識は生まれにくいことが、これらの蓄積から予想できる。

- ・「対話の場」において、リスクに関する情報提供のあり方が如何なるものだったか。この視点は、「欠如モデル」からの転換という課題からも、地層処分のリスクの未知性が

指摘されている現状を踏まえても、コミュニケーションの在り方を検討するに欠かせない。もし「対話の場」において、ある一つのリスク判断に基づく科学的知識のみを受容させようとするプロセスがあったとすれば、参加者の納得を得られないことはもちろん、そうした形での力の行使によって、社会にさらなる不信感や混乱がまん延することも予想できる。

- ・こうした視点から、以下に本検証の視点1をまとめる。

検証の視点1 リスクに関する情報提供のあり方

- 「対話の場」におけるリスクに関し、（少なくとも）参加者が得たいと感じる情報が十分に提供されていたか。
- 「対話の場」が、一つのリスク判断に対する受容を求めるプロセスになっていなかったか。

2-2. 検証の視点2：「対話」に含意される意義の視点から — 「対話の場」の双方向性が如何なるものであったか。

- ・本稿の視点2を明らかにするため、まずは、テーマである「対話」をどう捉えるのかについて現状の認識を示す。
- ・「対話」という二文字熟語には、非常に多様な定義が存在する。広辞苑では「向かい合って話をする事」といった、外部から観察可能な現象としての端的な表現に留められるが、本稿が1.で示すように、対話という行為を通じてもたらされる効果にはより多様な表現がある。例えば、「対話とは」とGoogle検索を行えば、非常に多くの定義を発見できる。一例をあげれば、対話は主に3つの目的「①より深いお互いの相互理解、②目的や意味の探求、③意見や立場を超えた解決策の生成」で使われる⁶などである。
- ・では、リスクコミュニケーションにおいてはどう議論されてきたのか。内田・原（2020）によれば、情報が、情報の送り手から受け手に向かって一方向的に伝達される「一方向コミュニケーション」の経路に加えて、受け手から送り手に向かう情報発信の経路を強化したもの、もしくは受け手と送り手の間の情報交換を密接にして、それらの立場の違いを対等に近づけたものが「双方向コミュニケーション」である（内田・原2020 p.210-211）。リスクコミュニケーションにおける「対話」という試みには、こうした双方向コミュニケーションの希求という背景があろう。

⁶ 株式会社スコラ・コンサルティング用語解説より。

- ・一方、日本の科学技術コミュニケーションでは、欠如モデルに基づく双方向コミュニケーションが多用されてきたことが指摘されている。八木（2011）によれば、原子力分野を中心として日本の科学技術コミュニケーションでは「あくまでも「科学技術推進」が大前提であり、双方向性を重視するというスローガンを掲げつつも、科学技術に対する（原子力に対する）国民の理解を促進させることに主眼がおかれてきた」（八木 2011,p.18）。
- ・見た目上は双方向コミュニケーションが行われているように見えても、そこに相互作用的过程があるかは疑わなければならない。北海道大学リスコミ職能教育プロジェクト（2019）は、コミュニケーションに求められる双方向性について、「形式的な双方向」か「実質的な双方向」かという二つの分類を挙げる。

ある対話の場で発言の機会が均等であるからといって、必ずしもコミュニケーションが双方向であるとは限りません。（中略）話している事柄の決定権を一方が持ち、その集まりで話し合われたことが何ら事柄の決定に影響しえない構造を持っているとしたら、全体を通じて双方向であるとは言えません。（中略）形式的に双方向であるだけでなく、コミュニケーションを通じて相互に変わりうる可能性に開かれていること（相互作用的事であること、相互作用性）が重要であり、求められるのは実質的な双方向性なのです。（北海道大学リスコミ職能教育プロジェクト、2019、p.49）

- ・以上の蓄積を参考に、本稿では、「対話」の内容を分析する視座として双方向性という観点を取り入れたい。文献調査期間中に行われた「対話の場」における双方向性とは、どのようなものだったのだろうか。仮に、その双方向コミュニケーションが、形式的なものにすぎないとするならば、深い双方向性を連想させる「対話」という表現を使うこと自体は適切と言えるのだろうか。
- ・こうした視点から、以下に本検証の視点2をまとめる。

検証の視点2 コミュニケーションの双方向性

- 「対話の場」には実質的な双方向コミュニケーションがあったのだろうか。
- 「対話の場」が形式的な双方向コミュニケーションの場にすぎないならば、一般に深い双方向性を連想させる「対話」という表現を使うこと自体、適切なのか。

2-3. 検証の視点3：文献調査受け入れ後の寿都町地域社会の混乱への影響の視点から －「対話の場」は文献調査受け入れ後の地域社会に如何なる影響を与えたか。

- ・本稿の3つめの視点は、文献調査受け入れ後の地域社会の反応に基づくものである。
- ・最終処分施設建設地の選定プロセスの第一段階である文献調査は、現行制度において、首長判断のみで調査実施応募および国からの申し入れ受諾が可能となっている。このため、わが国初の文献調査実施自治体となった寿都町町民の多くは、2020年8月13日、北海道新聞朝刊一面の記事⁷によって町の応募検討を知り、住民投票等の、参加や合意形成のプロセスなしに文献調査を受け入れることとなった。突如、困難な問題を与えられた地域社会の状況を参照すると、混乱・対立・不和あるいは分断とも言える状況が見られる。
- ・文献調査実施応募までの主な経過を、表2-2に示す。2020年8月13日の新聞報道直後、8月27日までに町内の反対署名が695筆集まり、決して少なくない数の町民の反対意識が表明された。8月20日以降は、周辺町村長などからの抗議も相次いでいる。
- ・8月13日新聞報道直後から、町内の水産加工業者が消費者からの「（文献調査に応募するならば）もう買わない」という電話を受けている実態もある⁸。町民生活や生業が脅かされる危機を感じ、町民活動団体も結成された。

⁷ 北海道新聞 2020年8月13日「核のごみ最終処分場 寿都町が調査応募検討 町長「財政見据えた」」

⁸ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会が提出した「片岡町長が対馬市議会に提出した意見書」に抗議します」（2023年8月13日）に基づく。

【表 2-2】2020 年当初の地域社会における反応（「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」ホームページを参考に本検証プロジェクトが作成）

2020 年 8 月 13 日	・北海道新聞朝刊一面トップに、寿都町が核のゴミ最終処分場の調査に応募検討と掲載される。
8 月 20 日	・寿都水産加工業協同組合青年部の有志が「寿都に核のゴミはいらない町民の会」を立ち上げ、文献調査の反対署名活動を開始。 ・黒松内町の鎌田満町長、蘭越町の新秀行町長、島牧村の藤沢克村長が道庁を訪れ、鈴木直道知事に面会。
8 月 21 日	・小樽地区漁業共同組合長会の浜野勝男会長が寿都町を訪れ、9 漁協を代表して片岡春雄町長に抗議文を提出。寿都漁協も反対で歩調を合わせ、木村親志組合長が浜野会長に同行。
8 月 24 日	・黒松内町の鎌田満町長、蘭越町の新秀行町長、島牧村の藤沢克村長が寿都町を訪れ、片岡春雄町長に応募を再考するよう申入書を提出。
8 月 27 日	・「寿都に核のゴミはいらない町民の会」が、 <u>町内 695 人分の反対署名</u> を片岡春雄町長に提出。
9 月 2 日	・八雲町、長万部町、今金町、せたな町の町長が寿都町を訪れ、片岡町長に要望書を提出。
9 月 3 日	・鈴木直道知事が寿都町を訪問。片岡春雄町長と会談。鈴木知事は道条例の順守を要請したが、片岡町長は精密調査まで進めたいと述べ、議論は平行線で終わる。
9 月 4 日	・「寿都に核のゴミはいらない町民の会」を「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」と改称。加工青年部以外の町民も参加。
9 月 7 日	・町役場による町民説明会が始まる。
9 月 10 日	・町役場による町民説明会が本町（文化センター）で行われる。263 人が参加。
9 月 18 日	・NHK がスクープ報道。2020 年 2 月から 8 月に行われた町議会の全員協議会において、片岡春雄町長が住民軽視の問題発言（「町民に伺いを立てたら、かえって面倒になる」）を行っていたことが明らかとなる。
9 月 23 日	・町民の会が声明文を発表。片岡春雄町長に公開質問状を提出。 ・町民の会が、町議会全員協議会の議事録公開を求めて情報公開請求。
10 月 2 日	・日本記者クラブ主催のオンライン記者会見で、片岡町長が「過半数以上の賛成は私はいただいているという風に肌で感じています」と述べる。

10 月 4 日	・町民の会が、住民投票条例の制定を求める署名活動開始。
10 月 7 日	・町民の会が、住民投票条例の制定を求める署名を選挙管理委員会に提出。実質 3 日間で 222 名の署名が得られた（のちに選管により 217 名が有効と認められた）。 ・町民の会が寿都町議会に住民投票条例の制定を求める請願を行う。紹介議員 4 人。
10 月 8 日	・片岡春雄町長が文献調査への応募を表明。
10 月 9 日	・片岡春雄町長が東京で応募書類を提出。
11 月 2 日	・原子力発電環境整備機構（NUMO）が寿都町を対象として文献調査を実施する事業計画を経済産業省に提出。
11 月 11 日	・片岡春雄町長が住民投票条例案に反対意見をつけて臨時議会に提出。
11 月 13 日	・寿都町議会にて住民投票条例案を採決。賛成議員 4 人、反対議員 4 人の同数となったため、小西正尚議長による裁決。小西議長が否決。 ・寿都町議会が住民投票を求める請願を不採択。

・なお、文献調査受け入れ 1 年後にあたる 2021 年 10 月の町長選挙においても、現職の片岡春雄氏に 1135 票、文献調査撤回を公約とした前町議会議員の越前谷由樹氏に 900 票が入るなど、根強い反対意見があり続けたことは想像に難くない。⁹

・上記のように、新聞報道から現在に至るまで、文献調査受け入れへの反対意識は各所から表明されてきた。さらに、当プロジェクトは、資料調査及び町民へのヒアリングに依り、寿都町に現れた対立構造が非常に複雑なものであったと捉えている。

・対立構造が複雑である背景には、最終処分政策のたてつけが強く関係している。

・第一の背景としては、前述の通り、文献調査応募の権限、国の申入受諾の権限が首長のみに限られる¹⁰ことがある。文献調査受け入れの是非を民主的に問うための手続きは、制度に内包されていない。

・第二の背景としては、上限額 20 億円の文献調査段階の交付金（電源立地地域対策交付金）が支援措置として組み込まれていることである。これがあることで、結果、交付金

⁹ また、町長選と同時に行われた寿都町議会議員補欠選挙では、文献調査撤回を公約とした吉野卓寿氏（1121 票）が、文献調査に賛成する南嶋亘氏（884 票）を破っている。

¹⁰ NUMO「文献調査実施細則」第 4 条・第 5 条

目当ての首長の独断専行が図られる可能性が大きい。そして実際に、寿都町長は2020年8月「（概要調査までの交付金）90億円をゲットすればそれで私の寿都町の使命は終わりで最後までいくつもりはありません」¹¹と述べ、交付金の受け取りを調査受入の大きな要因であるとし、調査応募に踏み切った。

交付金について、日本学術会議（2012）は、以下のように懸念を示していた。（カッコ内は当プロジェクトによる）

（受益圏と受苦圏の分離を伴う不公平なものであるという批判がなされてきた）このような状況に対して、経済的メリットの増大を立地の誘因とすることは、必ずしも問題の本質的解決にはならない。その理由は以下のようなものである。第一に、安全性／危険性への関心を最優先で考えている人々にとって、異なる次元での利益提供で操作しようとする自体が批判の対象にならざるを得ない。第二に、巨額の補償的受益を用意すればするほど、危険性がそれだけ大きいのではないかという疑念を強めてしまう。第三に、施設の建設推進側においても、施設の立地を受容する側においても、経済的受益への関心が優越した場合、安全性の吟味が妥協的になるという可能性を伴う。こうした問題は経済的メリットの増大によって解決されるどころか、より深刻になる。（日本学術会議 2012 p.8）

こうした、多額の交付金をあらかじめ示して誘致を促すという「利益誘導」の外観を呈する制度について、日本学術会議（2012）は、この電源三法制度の適用をやめることも含め、立地選定手続きを再検討することを進言している。（日本学術会議 2012,p.9）

- ・第三の背景としては、概要調査地区選定に進まないための条件が、限定的であることだ。基本方針第2「概要調査地区等の選定に関する事項」には「概要調査地区等の所在地を最終処分計画に定めようとするときには、当該概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」とあるものの、2021年の内閣答弁では「「反対意思の伝達手続について最終処分法の施行規則を整備する」考えはない」¹²とし、選定プロセスからの離脱の正式な手続きについては、明文化されていない。そのため、一度選定のルールに乗ってしまえば、そのまま崩壊的に次の調査に進まざるを得ないのではないか、という疑念がつきまとう。

¹¹ HBC ニュース「「核のごみ」調査是非問う”寿都町長選”迫る町民の判断「もうひとホリ」20211026 内で取り上げられた、2020年8月の町長発言では「寿都は刺激策として一番先に手を挙げ（概要調査までの交付金）90億円をゲットすればそれで私の寿都町の使命は終わりで最後までいくつもりはありません」と、交付金目当ての文献調査応募であることが話されている。

¹² 内閣総理大臣 菅義偉「衆議院議員坂誠二君提出 寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する質問に対する答弁書」令和3年2月5日

- ・このような政策枠組みを背景として、寿都町の地域社会には、各論点について、多様な賛成／反対／判断保留の態度が表れた。本検証プロジェクトが各種報道やヒアリングにおいて認識した主な考えや姿勢を、表 2-3 に示す。

【表 2-3】調査受け入れ及び最終処分場建設に関する、町内の多様な見解（当プロジェクト作成）

主な論点	A-賛成意見	B-反対意見	C-判断保留
①調査受入プロセス		・応募の根拠が「肌感覚で、住民の過半数が賛成している」という手前勝手な解釈にすぎず、民主主義的な手続きを踏まずに片岡町長が独断で応募したことに反対。 ¹³	
②電源立地交付金の受け取り	・町長「一番先に手を挙げ（概要調査までの交付金）90 億円をゲットすればそれで私の寿都町の使命は終わりで最後までいくつもりはありません」 ¹⁴ ※	・最終処分場を受ける意思がないのに、文献調査や概要調査のみを受け入れ、お金だけをもらう意思を明確にしている。これは、国や国民を相手にした詐欺行為と言える。 ¹⁵	
③文献調査受け入れ	・町長「国において解決が見いだせていないこの大きな問題に一石を投じることで、議論の輪が全国に広がり、処分事業問題の解決につながることを期待し、文献調査への応募を決断するに至った」 ¹⁶	・「文献調査から概要調査に進む際に、知事や当該市町村長が反対であれば、選定プロセスから外れる」と梶山経済産業大臣が文書を出している。しかしこの外れるという言い方が曖昧。 ¹⁷ ※※	
④概要調査受け入れ	・町長「胆振東部地震で被害のすさまじさを見せつけられた。」	・（本表②-A および⑤-A の矛盾を指して）「最終処分場に直結し	

¹³ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 チラシ Vol.14（2020 年 11 月 26 日）など

¹⁴ HBC ニュース「「核のごみ」調査是非問う”寿都町長選”迫る町民の判断「もうひとホリ」20211026 内で取り上げられた、2020 年 8 月の町長発言

¹⁵ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 声明文「片岡春雄町長による町民への裏切り行為に抗議します」（2020 年 9 月 23 日）

¹⁶ 寿都町長が対馬市議会議長に送った書簡「特定放射性廃棄物の最終処分場誘致に係る文献調査に関する意見について」（2023 年 7 月 31 日）

¹⁷ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 チラシ No.20（2021 年 2 月 17 日）など

	寿都町の足もとは大丈夫なのか。できればボーリング調査で地盤を確認したいねと、議会と話をしていた。」 ¹⁸	ない」「勉強の段階」と片岡町長は言いながら、将来的には受け入れがあり得ると考えている。なし崩し的に受け入れの準備が整えられるのでは。 ¹⁹ ※※	
⑤最終処分場受け入れ	・2021年共同通信による全国市区町村へのアンケートにおいて、寿都町は「受け入れあり得る」と回答 ²⁰	・10万年もの間にガラス固化体が壊れ、寿都町の大地や海を汚染する危険が大きい。 ²¹ ・最終処分場は漁業と共存できるのか。 ²²	

・この表をさらに深く読むならば、例えば表内【②-A】（※印）のように、いわゆる「調査賛成派」とされる町民が、必ずしも「最終処分場受け入れに賛成」しているとは限らない。”最終処分場受け入れについては賛成し難いが、交付金を受け取るだけならば文献調査や概要調査の受け入れには賛成である”²³という意見は各種報道で取り上げられている。一方で、表内【③-B】【④-B】（※※印）のように、「交付金をゲットすれば終わり」では済まないのではないか、という懸念もある。

・つまり、文献調査受け入れというテーマに対する課題のフレーミングの問題として、ある人は「交付金をゲット出来るか否か」と課題設定するのに対し、ある人は「現代世代・将来世代の健康を守れるか否か」と課題設定しているように、賛成/反対を判断する前提となるフレーミング自体が異なると言っても過言ではない。この状況に対し、町民Cはこのように語る。

¹⁸ 東洋経済「核のごみ処分場、寿都町長が語った応募の真意 精密調査入りなら住民投票に踏み切る可能性も」（2020年10月16日）

¹⁹ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 チラシ No.20（2021年2月17日）など

²⁰ 北海道新聞「核ごみ処分場 受け入れあり得る 寿都・神恵内のみ 全国自治体の8割否定的」（2021年2月1日）

²¹ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 チラシ Vol.1（2020年9月10日）など

²² 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 広報紙 NO.29（2021年7月29日）

²³ STV ニュース北海道、2024年6月25日放送「【記者解説】“核のごみ”調査はやめられるのか 地元の意見を“尊重”でも国のホンネは？」での調査に賛成の町民のコメントとして「概要（調査）の先はほとんど考えていないです。寿都町も考えていないと思っています。寿都には核のごみはいりませんって、俺だっていらないって思っています。」と放映された。

色んな意見があって当たり前だと思う。みんな「まちを良くしたい」という思いから賛成したり反対していると思う。この（「核のゴミ」の政策とどう向き合うかという）問題が、国や NUMO から、手助けもなしに押し付けられていると思う。（町民 C）

この証言の通り、おそらく、町民それぞれが町の将来を思う中で態度を選択しただろう。しかしそれは、時に激しい対立や不和の形で顕在化することになる。2020 年 9 月の住民説明会は”賛成派”からも”反対派”からもヤジが飛び交う状況となった。いわば、最終処分政策の手続きに内在する問題のしわ寄せを、町民が一手に引き受ける様相となる。

- ・さらに「（町内の友人のことを町民に）こーであーでと説明していたら、誰も彼も遠い親戚だったとわかる」（町民 C）ように、町民同士の関係性がもともと非常に近いことを背景として、態度の表明はより複雑なものになった。
- ・たとえば、2020 年 8 月に反対署名を集める際「（自分は反対意見だが）家族が役場（に勤める人）だから、書けない」「町長の血縁者と一緒に働いているから、書けない」等の返答をもらう（町民 C）など、意見表明を公にできない状況も明らかとなっていた。町内には、多様な視点からの意見の対立があっただけでなく、この問題の「語れなさ」という課題も浮き彫りになっていったのである。
- ・それぞれの事情や思いから、多様な態度の表明/非表明が起き、その積み重ねの結果、日常生活で葛藤や精神的苦痛を体験した町民も存在する。当プロジェクトが聞き取った内容を以下に示す。

こどもが「出たい」と言うから、住民説明会に連れて行ったら、「こども（を反対活動に）使ったらおしまいだよ」と言われたんだよね。他のみんなもそんな風に思っているのかと思って、怖くなった。（町民 C）

所属していた団体のメンバーから「C さんがいるってことは、この団体も反対派なんでしょう、と言われたことはあったよ」と教えてもらって。その話を聞いた時「そういう風に見られるんだ」と知って。そうしたら「私と話していると反対派って思われちゃって、相手がかawaii そうな思いをするんじゃないか」という考えになって。セイコーマートで会った時とか、話すのをやめるようになったんだ。（町民 C）

今まで普通に挨拶していたのに、賛成派の人たちから、挨拶をしてもらえなくなっ

たんだ。（町民 B）

- ・ 文献調査受け入れが報道されて以降の地域社会には、あらゆる混乱・対立・不和が起き、その結果として、町民が、精神的苦痛や葛藤を抱えることとなった側面が多分にある。「元通りの仲の良い町に戻りたい」。その思いを、当プロジェクトは何度も耳にしていた。²⁴
- ・ このような状況において「対話の場」はどのように影響を発揮したのだろうか。複雑な分断や対立が構造的に起きやすい事柄において、「対話の場」ではそれを乗り越えること等を目指されていたのか。
- ・ こうした視点から、以下に本検証の視点 3 をまとめる。

検証の視点 3 地域社会の混乱への対応とその影響

- 分断や対立が起きやすいテーマに関する「対話の場」で、何が目指されたのか。
- 「対話の場」は分断する地域社会にどのような影響をもたらしたのか。

以上 3 つの視点から、関係法令及び寿都町における「対話の場」の実践を観察し、見解を述べたい。

²⁴ 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 チラシ Vol.2（2020 年 9 月 11 日）など

3. 関係法令・計画における「対話の場」の目的

「対話の場」の関連法令および計画は表 3-1 のとおりである。

【表 3-1】関係法令等 一覧

名称 ※（ ）内は本稿内整理番号	設置年
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（①）	2000 年（平成 12 年）施行
特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（②）	2000 年（平成 12 年）制定 2023 年（令和 5 年）改訂を閣議決定
NUMO「中期事業目標」（③）	2016 年（平成 28 年）策定
NUMO「対話・広報活動計画」（④）	2023 年（令和 5 年）改訂

- ・上記法令および計画において、「対話の場」の位置づけに関する記述を抜き出すと下記の通りとなる。

○「対話の場」とは

- ・概要調査地区等の選定が円滑に行われるために、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要。この観点から、概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場（以下「対話の場」という。）が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。（②第 3）
- ・調査地域の皆さまと情報共有ができる貴重な機会。（④ 3.実施計画 (2)処分地選定調査地域及び周辺地域における取組み「対話の場」）

○「対話の場」における NUMO 及び国の実施事項

- ・機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その（対話の場の）有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努める。（②第 3）
- ・機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。（②第 3）

○「対話の場」における NUMO の実施事項

- ・機構は、地域の皆さまに地層処分事業に関する議論を深めていただけるよう、対話の機会創出への協力を行う。（④ 2.訴求事項(3)文献調査）
- ・機構は、「対話の場」等において、地層処分事業の概要、処分技術、安全対策等に関する説明

を行う。(④ 2.訴求事項(3)文献調査)

・概要調査に進むかどうかを検討していただくための材料として、機構が収集・整理した文献・データ及びそれらを評価した結果等について丁寧に説明する。(④ 2.訴求事項(3)文献調査)

・機構は、地層処分事業を将来の一選択肢として議論していただけるよう、地域の皆さまからのご意見・ご要望に基づき、議論に資する情報を提供する。(④ 2.訴求事項(3)文献調査)

・「対話の場」は中立性・公正性かつ透明性が重要であることを念頭に、処分地選定調査の進捗状況をはじめ地層処分事業の安全確保策やリスクなど、様々な情報を提供する。(④ 3.実施計画(2)処分地選定調査地域及び周辺地域における取組み「対話の場」)

・地層処分事業が地域の経済社会や自然環境に及ぼしうる効果やリスクの検討に活用いただくため、調査地域の要望を踏まえて、地域の発展ビジョンの検討に役立てていただける情報提供に努める。(④ 3.実施計画(2)処分地選定調査地域及び周辺地域における取組み「ウ. 処分地選定調査の周辺地域へのきめ細かな情報提供」)

○「対話の場」の意見を起点とした NUMO の実施事項

・調査地域の皆さまの声を踏まえつつ、国とも連携し、説明会、勉強会、施設見学の開催など、地域における対話・広報活動を実施することにより、地層処分事業や機構の事業活動等に対する理解をより深めていただく。(④ 3.実施計画(2)処分地選定調査地域及び周辺地域における取組み「ア.「対話の場」でのご意見を起点とした対話・広報活動」)

○「対話の場」を通じて目指されること

・概要調査地区等の選定が円滑に行われるために、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要。(②第3再掲)

・以上について、3つの検証の視点を確認すれば、以下のように考えられるだろう。

3-1.検証の視点1 リスクに関する情報提供のあり方

- ・基本方針によれば「機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援する」とあり、NUMO 自身による説明や情報提供だけでなく、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含めて、「対話の場」の活動を支援するものとされている。
- ・一方、NUMO「対話・広報活動計画」においては、NUMO の役割は、地層処分事業の概要、処分技術、安全対策等に関する説明／機構が収集・整理した文献・データ及びそれらを評価した結果等についての説明／議論に資する情報の提供／処分地選定調査の進捗状況をはじめ地層処分事業の安全確保策やリスクなど様々な情報の提供 と、多くは、機構自らが説明・情報提供を行うという記載に留まり、専門家等からの多様な意見や情報提供の確保に関する記載は確認できなかった。
- ・リスクに関する情報提供のあり方を具体的にどのように配慮するかについては、関係法令・計画には明記されていない。

3-2. 検証の視点 2 コミュニケーションの双方向性

- ・基本方針には、「関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要」とあるように、関係住民の意見が事業に反映されることが望ましいと掲げられている。
- ・一方、最終処分事業にどのように意見が反映されるのか、地域の主体的な合意形成を図る主体とは誰か、どのような方法を想定しているのかに関する内容は、関係法令・計画には明記されていない。
- ・また、NUMO の役割としては、「対話」の機会創出への協力、活動の支援、および説明・情報提供の役割が明記されているのみで、NUMO が最終処分事業への関係住民の意見を反映する主体なのか、どのように反映するするのかについては、明記されていない。

3-3. 検証の視点 3 地域社会の混乱への対応とその影響

- ・関連法令には、「対話の場」における地域社会の混乱に関する対応事項は、明記されていない。

4. 寿都町における「対話の場」実施内容

- ・いよいよ、本稿 1. で示した問い「「対話の場」を実際に体験することとなった地域住民は、どのような対話を行うことが出来たのか。」に関する内容に移る。
- ・まずは、「対話の場」の概観を確認する。寿都町における第 1 回「対話の場」は 2021 年 4 月 14 日に開催され、町が指名した委員参集のもと、対話の場会則（案）が示され協議が行われた。当初の会則案 目的（第 2 条）には「高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下「地層処分事業」という。）について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く寿都町民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする。」とあり、「会の目的が処分場誘致ありきのようで不適切」と会員から批判を受けた。²⁵
- ・会員は、町が指名した町議や産業団体の長らのみに参加枠が限られ公募枠がない。こうした枠組みに対して、第 1 回から「産業団体の長という立場では、対話の場で発言できない。団体内部には賛否意見があり、個人的な意見といっても、団体の総意と受け取られ、事業にも影響が出る。」「団体の長からの責任ある発言という縛りを解いてくれな

²⁵ 2021 年 4 月 14 日 第 1 回「対話の場」配布資料

いと、自由闊達な意見交換はできない。」という意見が出され²⁶、以降、参加控えや辞任が相次いだ。

- ・その他、当初の会則（案）には、設置者に関して明記がなく「会の主催者が曖昧」²⁷と意見があり、こうした意見をもとに会則案が修正され、第 2 回「対話の場」において、現在の会則の元となる案が示された。
- ・修正後の会則によれば、「対話の場」設置者は町であり、運営は町と NUMO の共同運営となっている。町が指名した委員による構成は変化していない。また、会員の発言の安全性を保つ視点から傍聴の枠もないものとされている。
- ・第 2 回「対話の場」では、こうした体制について、会員から「対話の場以外にも若い世代の人たちが議論する場があつていいのでは」²⁸と意見が出された。それらの意見を受ける形で追加の活動として「町の将来に向けた勉強会」が開催されることとなった。
- ・こうした経過を踏まえてつくられた寿都町「対話の場」の基本的なたてつけを、表 4-1 に示した。

【表 4-1】寿都町「対話の場」の基本的なたてつけ

寿都町「対話の場」の基本的なたてつけ	
設置者	・町
運営者	・町と NUMO の共同運営
参加者	・町が指名した委員。 ・町議、町内の産業団体等の代表者 17 名
進行役	・第三者のファシリテーター
傍聴可否	・傍聴不可
公開の方法	・開催内容概要を「議事録」「寿都町対話の場通信」として WEB サイトで公開。議論の詳細は非公開。
目的	寿都町対話の場会則第 2 条「町の将来に向けたまちづくりの観点も踏ま

²⁶ 2021 年 6 月 25 日 第 2 回「対話の場」配布資料

²⁷ 2021 年 4 月 14 日 第 1 回「対話の場」配布資料

²⁸ 2021 年 6 月 25 日 第 2 回「対話の場」配布資料

	え、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由で率直な議論を深めていただくことを目的とする」
活動	寿都町対話の場合会則第 3 条 (1) 本会の開催とその活動内容等を町民へ報告・情報提供すること。 (2) 前条に掲げる議論を町の中でさらに拡大・展開するため、講演会や勉強会など様々な活動を企画すること。 (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動。
内容	・文献調査報告書完成までに全 17 回 ・「会則」2 回 ・「地層処分事業」「海外先進地の状況」「経済社会的観点からの検討」併せて 5 回 ・「放射線の基礎知識」1 回 ・「六ヶ所村の歩み」1 回 ・「エネルギー政策について」1 回 ・「将来の町の在り姿」4 回 ・「文献調査の進捗状況」6 回
その他の参加の仕組み	・「対話の場」での意見を受け、追加の取組として町民公募制の「町の将来に向けた勉強会」開催（2021 年 12 月～）

・寿都町「対話の場」について、本稿の 3 つの検証の視点をもとに記述を試みる。

4-1. 検証の視点 1 リスクに関する情報提供のあり方：事業者と見解の異なる科学者からの情報提供はなかった。

・公表資料によれば、地層処分事業についての説明は、第 3 回・第 4 回・第 6 回「対話の場」で行われており、説明はすべて NUMO が担当している。

・さらにいろいろな立場の専門家からの話を聞きたいと、少なくとも第 1 回・第 2 回・第 4 回「対話の場」、さらに「町の将来に向けた勉強会」においても、地層処分事業に対して慎重な考えをもつ科学者を招いた勉強会やシンポジウムの開催提案・要望があった。

29

・上記の住民意見に対し、第 6 回（2022 年 1 月 19 日）「対話の場」において、事務局より「開催時期の目途（春以降）」についてお示しし、会員のみなさまに了解をいただきま

²⁹ それぞれ、「対話の場」配布資料、議事録、寿都対話の場通信に基づく。

したので、開催に向けて準備を進めてまいります」との回答があった³⁰が、2024 年 7 月現在まで、該当する情報提供の場は設けられていない。なお、神恵内村では、19 回の対話の場のほかに、NUMO 主催により、地層処分事業に慎重な考えを持つ、伴英幸氏を招いたシンポジウム（2022 年 5 月 29 日）、岡村聡氏を招いたシンポジウム（2023 年 11 月 25 日）が行われている。しかし、この場への参加は神恵内村民に限定されたため、寿都町民の参加は出来ていない³¹。

- ・参加住民提案に対する「対話の場」事務局の不作為の結果、寿都町「対話の場」における地層処分事業に関する情報提供は、事業主体である NUMO からの説明のみとなり³²、地層処分事業の安全性/危険性についての NUMO と異なる視点からの情報提供は、現在に至るまで観察されない。³³
- ・原子力環境整備機構（2024.6）に掲載される「対話の場」参加者のインタビュー証言では、不満足な回答が散見される。

多様な有識者の意見をもっときいてみたかった（原子力環境整備機構 2024.6 p.19）

両方の専門家の意見を聞ける場がほしかった（同 p.24）

- ・以上のことから、本稿の視点【「対話の場」におけるリスクに関し（少なくとも）参加者が得たいと感じる情報が十分に提供されていたか】については、不十分だったと言わざるを得ないだろう。
- ・また、前項で示した第 1 回「対話の場」時点の会則（案）では、この場の目的自体が「（地層処分事業の）仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く寿都町民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする」とあり、一つのリスク判断に対する受容を求めるプロセスであるとか、欠如モデルに基づく場づくりだと捉えられても仕方のない内容であった。

³⁰ 寿都町対話の場通信 Vol.6

³¹ 町民 B・C のヒアリングより。

³² 「対話の場」振り返りで行われたインタビューでは、「説明は丁寧でも最後に安全という落ちがある」（原子力発電環境整備機構,2024,p.19）との評価がある。

³³ 第 7 回には、「放射線の基礎知識」と題して専門家を招へいしての説明が行われたが、「放射線の話も何でもないような印象の話が多く、そうでない専門家の話の実現していない」（原子力発電環境整備機構,2024,p.17）との証言もあり、事業者にとって不都合な見解は伝えられていないと思われる。

- ・第 1 回「対話の場」における会員からの強い批判を受け、目的は「町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由に率直な議論を深めていただくことを目的とする」と、この観点からはより”まし”なものへと修正された。
- ・会則における目的は、第 1 回「対話の場」の紛糾を経て修正された。本稿の視点【「対話の場」が、一つのリスク判断に対する受容を求めるプロセスになっていなかったか】については、会則上はよりましな形へ修正されたと評価できる。ただし、実際の「対話の場」におけるコミュニケーションが如何なるものであったかは、議事録非公開により検証が困難なために、不明瞭である。行われていたコミュニケーションが欠如モデル的であったかについては、今後も検証を試みたい。

4-2. 検証の視点 2 コミュニケーションの双方向性：双方向性は不十分であったと伺える。

4-2-1. 地層処分事業に関する「対話」の双方向性

- ・「対話の場」は、ファシリテーターの招へい、グループワーク形式の導入、付箋等を用いた議論の可視化の手法などを用い、形式としては、双方向性に配慮した場づくりが行われている。
- ・一方、双方向性の視点から改めて会則を確認すると、処分地選定プロセスや、町の調査受け入れそれ自体が「対話の場」での意見を踏まえて変更される、あるいは町民意見が反映されるといった可能性については明記されていない。会則における目的（第 2 条）は「一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう（中略）自由に率直な議論を深めていただく」とされているが、議論の主体として想定されているのは会員のみであり、NUMO や町といった運営者の相互作用的な変容に関する記述は見られない。
- ・では、実際のやりとりにおける双方向性はどうかであっただろうか。第 6 回「対話の場」では、「町民の皆さまに地層処分を知って頂くための取組」として、広報の仕方や今後の「対話の場」の情報提供内容について話し合われており「「放射線」の知識が必要」「六ヶ所村の地域住民と交流してみたい」という意見が出されている。その意見が反映される形で、第 7 回「放射線の基礎知識」第 9 回「六ヶ所村の歩み」というテーマでの情報提供が行われたものと思われる。このように、一部の意見は「対話の場」それ自体の事業運営に反映されていることも観察される。

- ・しかし「議題に関して、賛成派の意見はどんどん実現していくと感じた」（原子力発電環境整備機構 2024.6 p.19）「放射線の話も何でもないような印象の話が多く、そうでない専門家の話の実現していない」（同 p.17）という証言もあり、上記の町民意見の反映のプロセスが、地層処分の必要性や安全性を訴求する NUMO や、設置者の町に、なんらかの変容があった結果であるとは示し難い。現在の意思決定者である首長、および事業主体である NUMO が、コミュニケーションを通じて態度やプロセスを根本的に変化したとは現時点で評価できない。
- ・課題のフレーミング、つまり「対話の場」の課題や議題設定については、第 2 回「対話の場」において「地層処分について思うこと」というテーマで意見や疑問が頭出しされている痕跡がある。また、上記第 6 回「対話の場」において、今後の「対話の場」における情報提供内容について話し合われた痕跡があるが、話し合うべき課題の設定そのものを、会員同士が丁寧に議論したプロセスは観察できない。
- ・たとえば、北海道大学リスコミ職能教育プロジェクト（2019）では、実質的な双方向コミュニケーションを目指すため、リスクを憂慮する者と、事業を推進したい者とが学び、検討すべき課題の整理を共に行う「問題、課題設定のためのコミュニケーション」といった実践が行われている。（北海道大学リスコミ職能教育プロジェクト 2019 p.128）このような、異なる課題認識をしている者同士が、共に課題を整理するといったプロセスは、寿都町「対話の場」では観察できなかった。
- ・原子力発電環境整備機構（2024.6）では、下記の参加住民証言が示されており、参加者の体験としても、議論したいことを十分に練られなかったという感想も伺える。

議題を提案すること自体が初めてで、適切な提案をできるかどうか難しく感じた（原子力環境整備機構 2024.6 p.19）

議題を決める際に、運営の人が何個かピックアップした上で、会員向けのアンケートを実施すれば、もう少し会員が議論したいことを話せたのではないかと（同 p.19）
- ・また、同（2024.6）では、会員が町に指名されて参加している立場のため等の理由で、本音が言いづらかったとの意見も寄せられる。

団体のトップが町の指名で来ているので意見出しが活発にならない（同 p.20）
 小グループや全体での議論であっても、参加者の意見は十分に聞けない（同 p.20）
 テーブル毎にファシリテーターがいることで、直接相手の発言を聞くより、ワンクッションおいて薄まってしまうもどかしさがあった（同 p.20）

指名されて参加している立場のため、本音が言いづらかった（同 p.20）
参加者の構成における賛否が偏っているのでは、反対の意見も聞いてみたかった（同 p.20）
前半の地層処分テーマの回は率直な意見を言い合った印象は少ない（同 p.17）
活発に議論できたのはまちづくりテーマでのグループワークだが、地層処分事業の理解を深める目的ではできていない（同 p.21）
専門的な話になると参加者同士の対話になりにくい（同 p.24）

以上の証言は、みずからが意見を話す／他者の意見を聴くといった双方向のやり取りが、表面的／限定的にならざるを得ない環境だったことを想像させる。

- ・なお、当プロジェクトが行った参加住民のヒアリングでは「私たち（慎重派）の意見が、ファシリテーターに無視されたように感じた」との証言もあった³⁴。現状、公開されている情報が限定的なために検証が困難だが、仮にこういった事実があれば、双方向性を妨げる要因が他にもあったことが考えられる。
- ・本稿の視点【「対話の場」には実質的な双方向コミュニケーションがあったのだろうか】については、少なくとも会則には、主催者-会員関係における相互作用的過程に関する内容は明記されておらず、また、現時点で、NUMO や町の相互作用的な変容は観察できなかった。さらに、実際の場の体験談からは、双方向の率直なやり取りを阻害する要因が多くあったことが伺え、コミュニケーションの双方向性は、不十分であったと考えられる。
- ・「対話は名ばかりで地層処分の勉強が目的であれば、コの字型ではなく正面を向いて学んだ方がよかったのでは（同 p.20）」という意見も出ており、本来町民が「対話」に期待したことが叶わなかったことも推察される。

4-2-2. 将来の町のあり姿に関する「対話」の双方向性

- ・第 13～16 回「対話の場」では「将来の町のあり姿」が議論されている。
- ・「まちづくりテーマのグループワークでは参加者同士話すようになった」（原子力発電環境整備機構 2024 p.30）という声もある一方、「対話の場」において本テーマを扱うことについては、違和感や疑問が第 1 回「対話の場」から提起されている。

³⁴ 町民 A・B・C の証言による。

核ゴミの交付金が入ったわけですけど、電源立地交付金のね、中にはもういろんな地域の事業、支援事業っていうのが入ってまして、もうなんか本当に疲弊した地域にはそれに飛びつきそうなものがいっぱいあるんですけども、私はね、やはり、地域の将来ビジョンっていうのはね、NUMOの方と話し合いたいとは思いません。核ゴミをね、持ってくるっていうね、そういう仕事をしてる組織の NUMO と、寿都の将来ビジョンを話し合うっていうことはね、ちょっとやっぱり私はもう違和感がありますね。将来ビジョンはやっぱり町の人たちと、町の寿都町のそこで話し合うべきで、NUMO の人が入って話し合うべきではないと思いますので、このへんはちょっとやっぱり削っていただきたいというか、それはしたくないですね。（第1回「対話の場」会議録 p.34）

- ・「対話の場」の振り返りにおいても、以下の意見が寄せられている。

最終処分事業の実施主体とまちづくりの話をする意味が分からなかった（町民 C）
まちづくりの観点を NUMO と一緒に議論したくない（原子力発電環境整備機構 2024 p.17）

文献調査段階で終わる可能性もあるのに、まちづくり議論はまだ尚早ではないか（同 p.19）

- ・日本学術会議（2012）は「（経済的メリットの増大を立地の誘因とすることは）安全性／危険性への関心を最優先で考えている人々にとって、異なる次元での利益提供で操作しようとする事自体が批判の対象にならざるを得ない」（日本学術会議 2012,p.8）と懸念していたが、「将来の町のあり姿」といったテーマは、文献調査段階の交付金という金銭的便宜供与の仕組みとも結びつき、それだけで批判の対象になりうる可能性をはらむ。このテーマがどのように扱われたか、今後も検証に取り組みたい。

4-3.検証の視点 3 地域社会の混乱への対応とその影響

- ・ここまで確認したように、寿都町「対話の場」は、リスクに関する情報提供が事業者側からのみしか行われず（4-1.）、当初会則案には一つのリスク判断に対する受容を求めるような書きぶりがあり（4-1.）、双方向性は不十分であったことが伺える（4-2.）。
- ・2-3.で確認した、「この（「核のゴミ」の政策とどう向き合うかという）問題が、国や NUMO から、手助けもなしに押し付けられていると思う。」（町民 C）という構造に対する、問題とのコミュニケーションの「手助け」として「対話の場」が機能したとは評価できないだろう。むしろ、賛成派の意見は採用し慎重派の意見は採用しない（4-2-1.）といった運営があった、または参加者にとってそう感じられたとすれば、不和や分

断をより深めた可能性を強く疑うべきである。

反対派の人とはけんかになってしまうので会話はできない（原子力発電環境整備機構 2024 p.30）

反対の意見の人とはあまり話をしない（同 p.30）

外からみると町には分断が起きてしまい対話どころではなくつらい（同 p.21）

地域の分断が始まってから、対話することは難しい（同 p.21）

自分と同じような考えの参加者が少なく、参加が辛いと思ったこともあった（同 p.30）

上記証言のように「対話の場」参加者からは、17 回の「対話の場」終了後も、話し合いに前向きでない、つらいといった感想が聞かれている。当プロジェクトは、これらの証言から漂う「話せない」ことへのあきらめ感から、地域社会の混乱や対立がさらに深刻なものになっていることを懸念する。

・ 2024 年 6 月時点での地域社会の状況について、当プロジェクトは下記の証言を聞いた。

（2024 年 6 月、町内で行われた）勉強会でも、明らかに賛成派と反対派で、座るテーブルが分かれてて。「またこれか」と（意見が交わらなくて残念に）思う気持ちと同時に、「当然そう（席が分かれる形に）なるよな」とも思った。

私も、賛成派ばかりのテーブルに行くのが怖かったし。（反対意見を表明している）私と座りたくないだろうなという人の気持ちも想像できた。みんな、そういう嫌な思いをしたくないから、こういう場に出てこないんじゃないかと思う。（町民 C）

対立や不和が解消できていない現状、あるいは、この問題について「語れない」という深刻な状況は、現在も確かに存在していると思われる。

5. まとめ

・ 3.では、関係法令・計画を参照し、リスクに関する情報提供のあり方や、コミュニケーションの双方向性、地域社会の混乱への対応について、関係法令や計画に具体的な取り組み方針は明記されていないことを確認した。特に、基本方針には、関係住民の意見が事業に反映されることが望ましいと掲げられている一方、意見を事業に反映する方法ややり方については記載がなかった。

・ 4.では、寿都町「対話の場」の実施事項を参照し、リスクに関する情報提供が事業者側

からのみしか行われなかったこと（4-1.）、当初会則案には一つのリスク判断に対する受容を求めるような書きぶりがあること（4-1.）、双方向性の不十分さが伺えること（4-2.）、こうした運営により、地域社会の更なる混乱や対立の発生といった影響をもたらした可能性があること（4-3.）を確認した。

- ・当プロジェクトの問いは、「対話の場」を実際に体験することとなった地域住民が、どのような対話を行うことが出来たのか、というものであった。本稿の試みを通じ、当プロジェクトは、寿都町「対話の場」におけるコミュニケーションが、今日のリスクコミュニケーションの蓄積の視点から見ても不十分なものであったと考える。
- ・さらに、混乱に陥っていた地域社会の状況や、そこに住む人々の葛藤を前提とするならば、「対話の場」におけるコミュニケーションの不十分さは、単に「不十分であった」と評価するのみでは収まらない影響があるとも感じている。よって、本稿で表しきれない/証明しきれない事柄について、残された問いとして以下に示す。これは、当然ながら当プロジェクトに残された問いであるとともに、公的な振り返りプロセスにおいても未だ論じられていない視点として「対話の場」に関わる様々な主体に問いたい視点でもある。

問い1：「対話」という表現の使用

- ・寿都町「対話の場」は、「対話」が含意すると当プロジェクトが感じる、相互作用的な関係者双方の変容や、事業内容への意見の反映といった成果を前提とせず、実際にはNUMOによる説明と、当該説明事項の理解促進を志向された場だったのではないか。
- ・こうした進め方への反省から、NUMOが行う「振り返り」において教訓や留意事項がまとめられているが、基本的には、設置者・運営者の力量次第で成果が変わる仕様でもある。
- ・であるとするならば、題目を「対話の場」と表し、つねに公平な対話が行われているような印象を与える表現を使用し続けることは適切なのか。

問い2：これまでの「対話の場」がもたらした影響に関する検証と対応

- ・NUMOが行う「振り返り」によって、寿都町・神恵内村「対話の場」の教訓は、以降の事業運営へ活かされるべく取り組まれている。一方、およそ3年間「対話の場」の運営に疑念を感じ、健全な検討促進の機会を損失した寿都町民への負の影響に対して、検証や、関係性の回復のための抜本的な対応等は計画されていないと見受けられる。
- ・こうした点についても事業主体は検証し、町内の分断状況にどのような影響を与えたかに関する認識を明らかにするとともに、分断状況の早期解決や、再発防止のための取り組みを図る必要があるのではないか。

- ・もし、NUMO が「自身は共同運営者に過ぎない立場であり、地域分断を助長した責任はない」等と判断するとすれば、分断状況を助長した責任は、「対話の場」設置者である町などに向けられるべきものなのだろうか。

問い3：ファシリテーターの責任や倫理

- ・「対話の場」の在り方について、しばしばその場を進行するファシリテーターの技量という視点から語られることもある。一方、どれだけ任命されたファシリテーターが中立性を意識し、関係者相互の変容を願ったとしても、「対話の場」運営者が、相互作用による自らの態度の変容を前提としていなければ、あくまで運営者側の目的を推進する役割に留まるのではないか。
- ・最終処分事業の建付けに、国民的にも答えの出ていない複雑な課題が内包されている中、今後の「対話の場」が上手く運んだかどうかについて、「ファシリテーターの技量」や「意見がたくさん出たかどうか」といった評価軸を設けることは、問題を矮小化していることにならないか。
- ・このような背景を認識したうえで、現行の「対話の場」のファシリテーターを務めることそれ自体、倫理的に問題がないと言えるのだろうか。

問い4：神恵内村「対話の場」の検証

- ・本稿の視点をもとにすれば、神恵内村での「対話の場」実施内容については、どのような検証が出来るのだろうか³⁵。

問い5：地域に禍根を残すプロセスの見直し

- ・最終処分事業に内包される様々な問題に起因する葛藤や混乱を、地域社会に引き受けさせる方法で、このまま処分地選定を進めて良いのか。
- ・日本学術会議（2012,2015）等を参考に、改めてこのプロセスを広く見直すことが求められるのではないか。
- ・上記の問いをもとに、当プロジェクトでは、引き続き「対話」のあり方に関する検証・検討を行いたい。

以上

³⁵ 神恵内村「対話の場」に関するインタビューにおいても、次のような意見が寄せられている。「説明と対話は異なるので説明の機会であれば対話の場という表題には違和感がある」（原子力発電環境整備機構 2024 p.18）「賛成、反対の有識者の討論はもう一度くらい機会があってもよかった」「地層処分について、専門家の意見やメリットとデメリットの関係についてもっと聞きたかった」（同 p.19）「学者間でも見解が異なりオールジャパンで議論してもらえないのか」（同 p.25）とコメントがある。

参考文献

赤井純治ら、2023「声明 世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない-現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を-」

内田麻理香,原塑、2020「欠如モデル・一方向コミュニケーション・双方向コミュニケーション 科学技術コミュニケーションにおける中核概念の再配置」、『科学技術社会論研究』第18号

国立大学法人北海道大学リスキ職能教育プロジェクト、2019『食と農のリスクコミュニケーションハンドブック（改訂版）』

後藤茂之、2006「リスクマネジメントにおける意思決定上の課題—不確実性と限定合理性—」『危機と管理』37巻 p.95-110

日本学術会議、2012「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」

日本学術会議 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会、2015「提言 高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言 一国民的合意形成に向けた暫定保管」

八木絵香、2011「ポスト 3.11 時代の科学技術コミュニケーション—社会は原子力専門家を信頼できるか」『日本原子力学会誌』53（8）

八木絵香、2019「3.2.3 リスクコミュニケーション：マイナスな側面をどう共有してどう乗り越えるか」、「科学技術イノベーション政策の科学」コアコンテンツ

参考資料

原子力発電環境整備機構、2024.6「対話活動の振り返り資料編（案）」—寿都町、神恵内村における「対話の場」の実践から—

2024 年 7 月 19 日

原子力発電環境整備機構（NUMO）

理事長 山口彰 様

「対話の場」のさらなる検証を求める要望書

拝啓

私たちは、高レベル放射性廃棄物の処分に関するよりよい対話の場のあり方を探求・創造していく輪を広げるため活動する任意団体です。この度、NUMO と文献調査受け入れ自治体が共同運営する「対話の場」の在り方とそれが地域社会に与えた影響に関心を持ち、寿都町「対話の場」に関する資料閲覧・町民への聞き取りを行っています。

上記の調査を通じて私たちは、これまでに寿都町で行われた「対話の場」に、情報提供内容の偏りがあったこと・双方向のやり取りが不十分であったことを確認し、そうした運営が文献調査受け入れ以降分断した地域社会に更なる混乱や不和を生み、平穏な町民生活を傷つけた可能性が高いと考えています。

わが国初の文献調査受け入れ自治体である寿都町・神恵内村に当該事業がもたらした正/負の影響を検証・認識し、その認識に基づきしかるべき対応を行うことは、当団体の願いであり、今後の地層処分事業の健全な運営にも不可欠な視点であると考えます。

ついては、下記の通り「対話の場」が地域社会に及ぼした影響に関する検証を求めます。

敬具

記

1. 要望事項

（１）現在、国・NUMO による対話活動の振り返りでは「調査実施自治体内外において、地域対話を進める際の参考となるよう（中略）経験や教訓、留意事項を整理する」とし、「対話の場」の運営それ自体の良し悪しに関する議論が行われていると存じます。

一方、わが国初の文献調査を受け入れ、この文脈において初の「対話の場」を約３年にわたり体験した町村民や地域社会に「対話の場」がどのような影響を与えたのかという側面については検証されておらず、このままでは、住民の葛藤や地域の分断状況は地域側の問題として放置されたままとなります。地域分断の早期解決、及び今後の調査実施自治体における分断の再発防止の観点から、「対話の場」の運営がもたらした住民感情や住民生活への影響についての検証を求めます。

(2) 地域分断の早期解決と再発防止に、組織や立場を超えて取り組んでいくために(1)の検証結果を広く公表し、事業主体である NUMO のふるまいが地域住民の分断状況へどう関係したかについて、まずは貴機構のご認識を開示ください。

(3) 国の基本方針第3を参照すれば、「対話の場」は地域の主体的な合意形成への寄与が期待される取り組みであると読み取れます。この方針に照らし、この度の「対話の場」が地域の主体的な合意形成にどのように寄与したか、あるいは寄与しなかったかについて検証し、ご認識を開示ください。

(4) 寿都町「対話の場」において「NUMO と立場の異なる科学者の意見を聴きたい」という再三の町民意見があったにも関わらず、これまでに場が設けられなかったことについて、発生理由の検証とその公表を求めます。

2. 回答

本書へのご回答は、下記メールアドレス宛に7月29日までに文書にてお願いいたします。

Email : hlw.taiwa.shimin.p@gmail.com

なお、本要望書と貴機構のご回答は、当団体の SNS 等で公開させていただきます。

3. 参考資料

「対話の場」への見解（令和6年7月時点）

以上

核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト

代表 宮崎 汐里

2024 年 7 月 19 日

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課
課長 横手 広樹 様

「対話の場」のさらなる検証を求める要望書

拝啓

私たちは、高レベル放射性廃棄物の処分に関するよりよい対話の場のあり方を探求・創造していく輪を広げるため活動する任意団体です。この度、NUMO と文献調査受け入れ自治体が共同運営する「対話の場」の在り方とそれが地域社会に与えた影響に関心を持ち、寿都町「対話の場」に関する資料閲覧・町民への聞き取りを行っています。

上記の調査を通じて私たちは、これまでに寿都町で行われた「対話の場」に、情報提供内容の偏りがあったこと・双方向のやり取りが不十分であったことを確認し、そうした運営が文献調査受け入れ以降分断した地域社会に更なる混乱や不和を生み、平穏な町民生活を傷つけた可能性が高いと考えています。

わが国初の文献調査受け入れ自治体である寿都町・神恵内村に当該事業がもたらした正/負の影響を検証・認識し、その認識に基づきしかるべき対応を行うことは、当団体の願いであり、今後の地層処分事業の健全な運営にも不可欠な視点であると考えます。

ついては、下記の通り「対話の場」が地域社会に及ぼした影響に関する検証を求めます。

敬具

記

(1) 現在、国・NUMO による対話活動の振り返りでは「調査実施自治体内外において、地域対話を進める際の参考となるよう（中略）経験や教訓、留意事項を整理する」とし、「対話の場」の運営それ自体の良し悪しに関する議論が行われていると存じます。

一方、わが国初の文献調査を受け入れ、この文脈において初の「対話の場」を約3年にわたり体験した町村民や地域社会に「対話の場」がどのような影響を与えたのかという側面については検証されておらず、このままでは、住民の葛藤や地域の分断状況は地域側の問題として放置されたままとなります。地域分断の早期解決、及び今後の調査実施自治体における再発防止の観点から、「対話の場」の運営がもたらした住民感情や住民生活への影響についての検証を求めます。

(2) 地域分断の早期解決と再発防止に、組織や立場を超えて取り組むために(1)の検証結果を広く公表し、事業主体である NUMO や国のふるまいが地域住民の分断状況へどう関係したかについて、貴庁のご認識を開示ください。

(3) 基本方針第3を参照すれば、「対話の場」は地域の主体的な合意形成への寄与が期待される取り組みであると読み取れます。この方針に照らし、この度の「対話の場」が地域の主体的な合意形成にどのように寄与したか、あるいは寄与しなかったかについて検証し、ご認識を開示ください。

(4) 寿都町「対話の場」において「NUMO と立場の異なる科学者の意見を聴きたい」という再三の町民意見があったにも関わらず、これまでに場が設けられなかったことについて、発生理由の検証とその公表を求めます。

2. 回答

本書へのご回答は、下記メールアドレス宛に7月29日までに文書にてお願いいたします。

Email : hlw.taiwa.shimin.p@gmail.com

なお、本要望書と貴庁のご回答は、当団体の SNS 等で公開させていただきます。

3. 参考資料

「対話の場」への見解（令和6年7月時点）

以上

核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト

代表 宮崎 汐里

2024 年 7 月 19 日

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課
課長 横手 広樹 様

（公開質問状）「対話の場」と最終処分事業の関係について

拝啓

私たちは、高レベル放射性廃棄物の処分に関するよりよい対話の場のあり方を探求・創造していく輪を広げるため活動する任意団体です。この度、NUMO と文献調査受け入れ自治体が共同運営する「対話の場」の在り方とそれが地域社会に与えた影響に関心を持ち、寿都町「対話の場」に関する資料閲覧・町民への聞き取りを行っています。

さて、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」第 3 の記載事項によれば、「対話の場」は地域の主体的な合意形成への寄与が期待される取り組みであると拝察できますが、その具体的な内容に関しては読み取りにくい部分が多く、この曖昧さが調査実施自治体内外での混乱を生む側面もあるのではないかと考えます。

基本方針の適切な共通理解が今後のよりよい場づくりに繋がると考え、下記の通り質問いたします。

敬具

記

1. 質問事項

基本方針第 3 に記載されている「概要調査地区等の選定が円滑に行われるためには、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要である。」について質問します。

（１）「関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ」とありますが、適切な情報提供とはどのような内容を指しているのでしょうか。

（２）「関係住民の意見が最終処分事業に反映される」とありますが、具体的に、どのような意見の反映を想定しているのでしょうか。これまでに、関係住民の意見を最終処分事業に反映したケースがありましたら、ご教示ください。

(3) 「地域の主体的な合意形成が図られる」とは、具体的に、どのような状態や事柄を指しているのでしょうか。

2. 回答

この質問状のご回答は、下記メール宛に 7 月 29 日までに文書にてお願いいたします。

Email : hlw.taiwa.shimin.p@gmail.com

なお、本質問状と貴庁のご回答は、当団体の SNS 等で公開させていただきます。

3. 参考資料

「対話の場」への見解（令和 6 年 7 月時点）

以上

核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト

代表 宮崎 汐里